

2025年9月19日

統括責任者
春名 展生 殿

全学点検・評価委員会委員長
青 山 亨

2024年度内部質保証の状況報告について（報告）

この度、本委員会において、2024年度に各オフィス・部局等で実施した特定の事項（教育課程・施設整備・学生支援・学生受入）に関する内部質保証の状況について、点検を行ったため、下記のとおり、その結果を報告する。

なお、本報告は国立大学法人東京外国語大学における内部質保証に関する要項（以下「要項」）第8条第1項に基づくものである。

記

1. 被点検項目・被点検実施主体・関連規定（要項別表1）

項目	実施主体	実施方法等を定めた規定
教育課程	教育アドミニストレーション・オフィス 言語文化学部 国際社会学部 国際日本学部 総合国際学研究科	・東京外国語大学における教育課程に係る自己点検・評価の指針 ・東京外国語大学における教育課程に係る自己点検・評価に関する申合せ
施設設備	財務・施設マネジメント・オフィス	・国立大学法人東京外国語大学施設設備の自己点検・評価等に関する申合せ
	図書館委員会	・東京外国語大学附属図書館の自己点検・評価に関する申合せ
	情報マネジメント・オフィス	・国立大学法人東京外国語大学総合情報コラボレーションセンター自己点検・評価に関する申合せ
学生支援	学生支援マネジメント・オフィス	・学生支援マネジメント・オフィスが行う業務の点検・評価に関する申合せ
学生受入	教育アドミニストレーション・オフィス	・東京外国語大学の学生受け入れに係る自己点検・評価に関する申合せ

2. 点検の目的

本学の理念・目的の実現のため、組織的かつ恒常的な教育・研究、組織・運営、施設・設備等の質の維持・向上を図るため（要項第1条）。

3. 点検方法

各実施主体から自己点検・評価を行った際の資料を本委員会に提出してもらうことにより、各実施主体が実施方法等を定めた規定に基づき、自己点検・評価及び改善・向上活動を行っているかについて点検を行った。

4. 点検結果

点検した結果、以下のとおり、問題点が把握された。

総合情報コラボレーションセンター（以下「ICC」という。）では、ICCが管理する設備及びサービス等の自己点検・評価を実施するにあたり、「学術情報基盤実態調査《コンピュータ及びネットワーク編等》」を参照することとなっているが（ICC自己点検・評価に関する申し合わせ第2条第3項）、参照していなかった。

参照しなかった理由について、情報マネジメント・オフィスに確認したところ、「学術情報基盤実態調査はICCの自己点検・評価を行うための指標とりにくいため、（同調査を参照して）自己点検・評価を実施していなかった。自己点検・評価に関する申し合わせからこの項目を削除する。」とのことだった（2025年5月21日付けで削除済）。

以上の結果から、以下のとおり提案する。

本来申し合わせの改正を行ったうえで、自己点検・評価方法を変更すべきであるため、今後は手続きを徹底するよう指示を出されたい。

なお、その他の点に問題点はなかった。（詳細は別添1のとおり）

5. 今後期待すること

今回総合国際学研究科では、自己点検・評価を行った結果、博士後期課程において標準修業年限で修了した学生の数が少ないという問題点を把握し、博士学生支援室での調査を活用して、対応方針を検討することとしている。

自己点検・評価では、問題点が見過ごされたままになることに問題があるので、今後は他の実施主体においても問題点を積極的に把握し、改善に努めることを期待する。

以上

（別添資料）

別添1 実施主体ごとの点検結果

別添2 自己点検・評価に係る申合せ等

実施主体ごとの点検結果

項目	実施主体	点検結果	頁
教育課程	教育アドミニストレーション・オフィス	指摘事項なし	1
	言語文化学部	指摘事項なし	2
	国際社会学部	指摘事項なし	4
	国際日本学部	指摘事項なし	6
	総合国際学研究科	指摘事項なし	8
施設設備	財務・施設マネジメント・オフィス	指摘事項なし	10
	図書館委員会	指摘事項なし	11
	情報マネジメント・オフィス	指摘事項あり	12
学生支援	学生支援マネジメント・オフィス	指摘事項なし	13
学生受入	教育アドミニストレーション・オフィス	指摘事項なし	14

1. 内部質保証の状況一覧（規定：東京外国語大学における教育課程に係る自己点検・評価の指針）

項目	指針本文	細目	点検・評価の頻度	自己点検・評価結果	自己点検・評価結果への対応（※） （問題点があった場合に記入）	委員会判定	備考
第5条第2項第1号	学位授与方針が本学の目的に即して定められていること	—	教育課程に変更があるとき	実施年度ではない		○	
第5条第2項第2号	教育課程の編成の方針が本学の目的及び学位授与の方針と整合性を持って定められていること	—	教育課程に変更があるとき	実施年度ではない		○	
第5条第2項第3号	学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること	—	毎年	実施した結果、問題点はなかった		○	

※東京外国語大学における教育課程に係る自己点検・評価の指針

（自己点検・評価結果への対応）

第5条 本指針による自己点検・評価の結果において確認された事項について対応の必要がある場合は、各教育課程の長が対応の方針及び対応の計画を策定し、各教育課程において実施するとともに、各教育課程に置く協議会がその進捗について確認する。

2 各教育課程が実施する自己点検・評価の結果にかかわらず、次の各号に定める事項については、教育アドミニストレーション・オフィスが全学的な観点から確認を行う。

- (1) 学位授与方針が本学の目的に即して定められていること
- (2) 教育課程の編成の方針が本学の目的及び学位授与の方針と整合性を持って定められていること
- (3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること

2. 点検結果

「東京外国語大学における教育課程に係る自己点検・評価の指針」及び「東京外国語大学の学生受け入れに係る自己点検・評価に関する申合せ」に基づき、すべての事項を実施している。

3. 改善を要する点

4. 備考

1. 内部質保証の状況一覧（規定：東京外国語大学における教育課程に係る自己点検・評価に関する申合せ）

項目	申合せ本文	細目	点検・評価の頻度	自己点検・評価結果	自己点検・評価結果への対応（※） （問題点があった場合に記入）	委員会判定	備考
第1条 第1号	学位授与方針及び教育課程方針が具体性を有しており、それぞれ間に整合性がある。	学位授与方針及び教育課程方針が具体性を有しているか	教育課程に変更があるとき	実施年度ではない		○	
		学位授与方針及び教育課程方針の間に整合性があるか	教育課程に変更があるとき	実施年度ではない		○	
第1条 第2号	学生及び教職員に明示された教育課程方針に基づき、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が授与する学位に相応しい水準にある。	学生及び教職員に教育課程方針が明示されているか	毎年	実施した結果、問題点はなかった		○	
		教育課程方針に基づき、教育課程が体系的に編成されているか	毎年	実施した結果、問題点はなかった		○	
		授業科目の内容が授与する学位に相応しい水準となっているか	毎年	実施した結果、問題点はなかった		○	
第1条 第3号	各教育課程において、本学の目的及び学位授与方針に則して策定している卒業又は修了の要件（学位論文評価基準を含む。以下「卒業（修了）要件」という。）に基づき、卒業又は修了を認定しているか	本学の目的及び学位授与方針に則して卒業又は修了の要件を策定しているか	教育課程に変更があるとき	実施年度ではない		○	
		本学の目的及び学位授与方針に則した卒業（修了）要件に基づき、卒業又は修了を認定しているか	毎年	実施した結果、問題点はなかった		○	
第1条 第4号	授業の方法及び内容が学生に明示され、適切な履修指導及び学習指導又は研究指導の体制を整備し、指導を行っている。	授業の方法及び内容が学生に明示されているか	教育課程に変更があるとき	実施年度ではない		○	
		適切な履修指導及び学習指導又は研究指導の体制を整備し、指導を行っているか	教育課程に変更があるとき	実施年度ではない		○	
第1条 第5号	各教育課程において、学位授与方針及び教育課程方針に則して策定した成績評価基準に基づき、成績評価及び単位認定が行われている。	成績評価基準が学位授与方針及び教育課程方針に則して定められているか	教育課程に変更があるとき	実施年度ではない		○	
		成績評価基準に基づき成績評価及び単位認定が行われているか	教育課程に変更があるとき	実施年度ではない		○	
第1条 第6号	卒業率及び資格取得等の状況並びに就職及び進学の状況が、本学の目的及び学位授与方針に則した状況にあることを確認している。	卒業率及び資格取得等の状況が本学の目的及び学位授与方針に則しているか	毎年	実施した結果、問題点はなかった		○	
		進学及び就職の状況が本学の目的及び学位授与方針に則しているか	毎年	実施した結果、問題点はなかった		○	
第1条 第7号	学生、卒業生及び学生の就職先からの意見聴取により、本学の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていることを確認している。	学生からの意見聴取により、本学の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていることを確認しているか	毎年	実施した結果、問題点はなかった		○	
		卒業生からの意見聴取により、本学の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていることを確認しているか	毎年	実施した結果、問題点はなかった		○	
		就職先からの意見聴取により、本学の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていることを確認しているか	中期目標期間中に1回	実施した結果、問題点はなかった		○	
第1条 第8号	学生の学習及び学習成果に関する意識、その他学習環境等に係る実態について、学生への意見聴取により把握し、本学の目的や教育課程方針等を踏まえて分析を行い、今後の教育課程編成等の改善に資する。	学生への意見聴取を分析し、教育課程の編成等の改善に活用しているか	毎年	実施した結果、問題点はなかった		○	

1. 内部質保証の状況一覧（規定：東京外国語大学における教育課程に係る自己点検・評価に関する申合せ）

項目	申合せ本文	細目	点検・評価の頻度	自己点検・評価結果	自己点検・評価結果への対応（※） （問題点があった場合に記入）	委員会判定	備考
第1条第9号イ	入学前の既修得単位等の認定	入学前の既修得単位等の認定が法令に従って規定されているか	教育課程に変更があるとき又は法令に変更があったとき	実施年度ではない		○	
第1条第9号ロ	教育上主要と認める授業科目に係る担当教員	教育上主要と認める授業科目の担当教員が法令に従って実施されているか	教育課程に変更があるとき又は法令に変更があったとき	実施年度ではない		○	
第1条第9号ハ	1年間の授業を行う期間及び各科目の授業期間	1年間の授業を行う期間が法令に従って実施されているか	教育課程に変更があるとき又は法令に変更があったとき	実施年度ではない		○	
		各科目の授業期間が法令に従って実施されているか	教育課程に変更があるとき又は法令に変更があったとき	実施年度ではない		○	
第1条第9号ニ	社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組	社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を法令に従って実施しているか	教育課程に変更があるとき又は法令に変更があったとき	実施年度ではない		○	
第1条第9号ホ	履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援	履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を法令に従って実施しているか	教育課程に変更があるとき又は法令に変更があったとき	実施年度ではない		○	

※東京外国語大学における教育課程に係る自己点検・評価の指針
（自己点検・評価結果への対応）

第5条 本指針による自己点検・評価の結果において確認された事項について対応の必要がある場合は、各教育課程の長が対応の方針及び対応の計画を策定し、各教育課程において実施するとともに、各教育課程に置く協議会がその進捗について確認する。

2. 点検結果

「東京外国語大学における教育課程に係る自己点検・評価の指針」及び「東京外国語大学の学生受け入れに係る自己点検・評価に関する申合せ」に基づき、すべての事項を実施している。

3. 改善を要する点

4. 備考

1. 内部質保証の状況一覧（規定：東京外国語大学における教育課程に係る自己点検・評価に関する申合せ）

項目	申合せ本文	細目	点検・評価の頻度	自己点検・評価結果	自己点検・評価結果への対応（※） （問題点があった場合に記入）	委員会判定	備考
第1条 第1号	学位授与方針及び教育課程方針が具体性を有しており、それの間に整合性がある。	学位授与方針及び教育課程方針が具体性を有しているか	教育課程に変更があるとき	実施年度ではない		○	
		学位授与方針及び教育課程方針の間に整合性があるか	教育課程に変更があるとき	実施年度ではない		○	
第1条 第2号	学生及び教職員に明示された教育課程方針に基づき、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が授与する学位に相応しい水準にある。	学生及び教職員に教育課程方針が明示されているか	毎年	実施した結果、問題点はなかった		○	
		教育課程方針に基づき、教育課程が体系的に編成されているか	毎年	実施した結果、問題点はなかった		○	
		授業科目の内容が授与する学位に相応しい水準となっているか	毎年	実施した結果、問題点はなかった		○	
第1条 第3号	各教育課程において、本学の目的及び学位授与方針に則して策定している卒業又は修了の要件（学位論文評価基準を含む。以下「卒業（修了）要件」という。）に基づき、卒業又は修了を認定している。	本学の目的及び学位授与方針に則して卒業又は修了の要件を策定しているか	教育課程に変更があるとき	実施年度ではない		○	
		本学の目的及び学位授与方針に則した卒業（修了）要件に基づき、卒業又は修了を認定しているか	毎年	実施した結果、問題点はなかった		○	
第1条 第4号	授業の方法及び内容が学生に明示され、適切な履修指導及び学習指導又は研究指導の体制を整備し、指導を行っている。	授業の方法及び内容が学生に明示されているか	教育課程に変更があるとき	実施年度ではない		○	
		適切な履修指導及び学習指導又は研究指導の体制を整備し、指導を行っているか	教育課程に変更があるとき	実施年度ではない		○	
第1条 第5号	各教育課程において、学位授与方針及び教育課程方針に則して策定した成績評価基準に基づき、成績評価及び単位認定が行われている。	成績評価基準が学位授与方針及び教育課程方針に則して定められているか	教育課程に変更があるとき	実施年度ではない		○	
		成績評価基準に基づき成績評価及び単位認定が行われているか	教育課程に変更があるとき	実施年度ではない		○	
第1条 第6号	卒業率及び資格取得等の状況並びに就職及び進学の状況が、本学の目的及び学位授与方針に則した状況にあることを確認している。	卒業率及び資格取得等の状況が本学の目的及び学位授与方針に則しているか	毎年	実施した結果、問題点はなかった		○	
		進学及び就職の状況が本学の目的及び学位授与方針に則しているか	毎年	実施した結果、問題点はなかった		○	
第1条 第7号	学生、卒業生及び学生の就職先からの意見聴取により、本学の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていることを確認している。	学生からの意見聴取により、本学の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていることを確認しているか	毎年	実施した結果、問題点はなかった		○	
		卒業生からの意見聴取により、本学の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていることを確認しているか	毎年	実施した結果、問題点はなかった		○	
		就職先からの意見聴取により、本学の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていることを確認しているか	中期目標期間中に1回	実施した結果、問題点はなかった		○	
第1条 第8号	学生の学習及び学習成果に関する意識、その他学習環境等に係る実態について、学生への意見聴取により把握し、本学の目的や教育課程方針等を踏まえて分析を行い、今後の教育課程編成等の改善に資する。	学生への意見聴取を分析し、教育課程の編成等の改善に活用しているか	毎年	実施した結果、問題点はなかった		○	

1. 内部質保証の状況一覧（規定：東京外国語大学における教育課程に係る自己点検・評価に関する申合せ）

項目	申合せ本文	細目	点検・評価の頻度	自己点検・評価結果	自己点検・評価結果への対応（※） （問題点があった場合に記入）	委員会判定	備考
第1条第9号イ	入学前の既修得単位等の認定	入学前の既修得単位等の認定が法令に従って規定されているか	教育課程に変更があるとき又は法令に変更があったとき	実施年度ではない		○	
第1条第9号ロ	教育上主要と認める授業科目に係る担当教員	教育上主要と認める授業科目の担当教員が法令に従って実施されているか	教育課程に変更があるとき又は法令に変更があったとき	実施年度ではない		○	
第1条第9号ハ	1年間の授業を行う期間及び各科目の授業期間	1年間の授業を行う期間が法令に従って実施されているか	教育課程に変更があるとき又は法令に変更があったとき	実施年度ではない		○	
		各科目の授業期間が法令に従って実施されているか	教育課程に変更があるとき又は法令に変更があったとき	実施年度ではない		○	
第1条第9号ニ	社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組	社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を法令に従って実施しているか	教育課程に変更があるとき又は法令に変更があったとき	実施年度ではない		○	
第1条第9号ホ	履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援	履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を法令に従って実施しているか	教育課程に変更があるとき又は法令に変更があったとき	実施年度ではない		○	

※東京外国語大学における教育課程に係る自己点検・評価の指針
（自己点検・評価結果への対応）

第5条 本指針による自己点検・評価の結果において確認された事項について対応の必要がある場合は、各教育課程の長が対応の方針及び対応の計画を策定し、各教育課程において実施するとともに、各教育課程に置く協議会がその進捗について確認する。

2. 点検結果

「東京外国語大学における教育課程に係る自己点検・評価の指針」及び「東京外国語大学の学生受け入れに係る自己点検・評価に関する申合せ」に基づき、すべての事項を実施している。

3. 改善を要する点

4. 備考

1. 内部質保証の状況一覧（規定：東京外国語大学における教育課程に係る自己点検・評価に関する申合せ）

項目	申合せ本文	細目	点検・評価の頻度	自己点検・評価結果	自己点検・評価結果への対応（※） （問題点があった場合に記入）	委員会判定	備考
第1条 第1号	学位授与方針及び教育課程方針が具体性を有しており、それぞれの間整合性がある。	学位授与方針及び教育課程方針が具体性を有しているか	教育課程に変更があるとき	実施年度ではない		○	
		学位授与方針及び教育課程方針の間に整合性があるか	教育課程に変更があるとき	実施年度ではない		○	
第1条 第2号	学生及び教職員に明示された教育課程方針に基づき、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が授与する学位に相応しい水準にある。	学生及び教職員に教育課程方針が明示されているか	毎年	実施した結果、問題点はなかった		○	
		教育課程方針に基づき、教育課程が体系的に編成されているか	毎年	実施した結果、問題点はなかった		○	
		授業科目の内容が授与する学位に相応しい水準となっているか	毎年	実施した結果、問題点はなかった		○	
第1条 第3号	各教育課程において、本学の目的及び学位授与方針に則して策定している卒業又は修了の要件（学位論文評価基準を含む。以下「卒業（修了）要件」という。）に基づき、卒業又は修了を認定している。	本学の目的及び学位授与方針に則して卒業又は修了の要件を策定しているか	教育課程に変更があるとき	実施年度ではない		○	
		本学の目的及び学位授与方針に則した卒業（修了）要件に基づき、卒業又は修了を認定しているか	毎年	実施した結果、問題点はなかった		○	
第1条 第4号	授業の方法及び内容が学生に明示され、適切な履修指導及び学習指導又は研究指導の体制を整備し、指導を行っている。	授業の方法及び内容が学生に明示されているか	教育課程に変更があるとき	実施年度ではない		○	
		適切な履修指導及び学習指導又は研究指導の体制を整備し、指導を行っているか	教育課程に変更があるとき	実施年度ではない		○	
第1条 第5号	各教育課程において、学位授与方針及び教育課程方針に則して策定した成績評価基準に基づき、成績評価及び単位認定が行われている。	成績評価基準が学位授与方針及び教育課程方針に則して定められているか	教育課程に変更があるとき	実施年度ではない		○	
		成績評価基準に基づき成績評価及び単位認定が行われているか	教育課程に変更があるとき	実施年度ではない		○	
第1条 第6号	卒業率及び資格取得等の状況並びに就職及び進学が、本学の目的及び学位授与方針に則した状況にあることを確認している。	卒業率及び資格取得等の状況が本学の目的及び学位授与方針に則しているか	毎年	実施した結果、問題点はなかった		○	
		進学及び就職の状況が本学の目的及び学位授与方針に則しているか	毎年	実施した結果、問題点はなかった		○	
第1条 第7号	学生、卒業生及び学生の就職先からの意見聴取により、本学の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていることを確認している。	学生からの意見聴取により、本学の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていることを確認しているか	毎年	実施した結果、問題点はなかった		○	
		卒業生からの意見聴取により、本学の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていることを確認しているか	毎年	実施した結果、問題点はなかった		○	
		就職先からの意見聴取により、本学の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていることを確認しているか	中期目標期間中に1回	実施した結果、問題点はなかった		○	
第1条 第8号	学生の学習及び学習成果に関する意識、その他学習環境等に関する実態について、学生への意見聴取により把握し、本学の目的や教育課程方針等を踏まえて分析を行い、今後の教育課程編成等の改善に資する。	学生への意見聴取を分析し、教育課程の編成等の改善に活用しているか	毎年	実施した結果、問題点はなかった		○	

1. 内部質保証の状況一覧（規定：東京外国語大学における教育課程に係る自己点検・評価に関する申合せ）

項目	申合せ本文	細目	点検・評価の頻度	自己点検・評価結果	自己点検・評価結果への対応（※） （問題点があった場合に記入）	委員会判定	備考
第1条 第9号 イ	入学前の既修得単位等の認定	入学前の既修得単位等の認定が法令に従って規定されているか	教育課程に変更があるとき又は法令に変更があったとき	実施年度ではない		○	
第1条 第9号 ロ	教育上主要と認める授業科目に係る担当教員	教育上主要と認める授業科目の担当教員が法令に従って実施されているか	教育課程に変更があるとき又は法令に変更があったとき	実施年度ではない		○	
第1条 第9号 ハ	1年間の授業を行う期間及び各科目の授業期間	1年間の授業を行う期間が法令に従って実施されているか	教育課程に変更があるとき又は法令に変更があったとき	実施年度ではない		○	
		各科目の授業期間が法令に従って実施されているか	教育課程に変更があるとき又は法令に変更があったとき	実施年度ではない		○	
第1条 第9号 ニ	社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組	社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を法令に従って実施しているか	教育課程に変更があるとき又は法令に変更があったとき	実施年度ではない		○	
第1条 第9号 ホ	履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援	履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を法令に従って実施しているか	教育課程に変更があるとき又は法令に変更があったとき	実施年度ではない		○	

※東京外国語大学における教育課程に係る自己点検・評価の指針
（自己点検・評価結果への対応）

第5条 本指針による自己点検・評価の結果において確認された事項について対応の必要がある場合は、各教育課程の長が対応の方針及び対応の計画を策定し、各教育課程において実施するとともに、各教育課程に置く協議会がその進捗について確認する。

2. 点検結果

「東京外国語大学における教育課程に係る自己点検・評価の指針」及び「東京外国語大学の学生受け入れに係る自己点検・評価に関する申合せ」に基づき、すべての事項を実施している。

3. 改善を要する点

4. 備考

1. 内部質保証の状況一覧（規定：東京外国語大学における教育課程に係る自己点検・評価に関する申合せ）

項目	申合せ本文	細目	点検・評価の頻度	自己点検・評価結果	自己点検・評価結果への対応（※） （問題点があった場合に記入）	委員会判定	備考
第1条 第1号	学位授与方針及び教育課程方針が具体性を有しており、それぞれの間整合性があるか。	学位授与方針及び教育課程方針が具体性を有しているか	教育課程に変更があるとき	実施年度ではない		○	
		学位授与方針及び教育課程方針の間整合性があるか	教育課程に変更があるとき	実施年度ではない		○	
第1条 第2号	学生及び教職員に明示された教育課程方針に基づき、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が授与する学位に相応しい水準にある。	学生及び教職員に教育課程方針が明示されているか	毎年	実施した結果、問題点はなかった		○	
		教育課程方針に基づき、教育課程が体系的に編成されているか	毎年	実施した結果、問題点はなかった		○	
		授業科目の内容が授与する学位に相応しい水準となっているか	毎年	実施した結果、問題点はなかった		○	
第1条 第3号	各教育課程において、本学の目的及び学位授与方針に則して策定している卒業又は修了の要件（学位論文評価基準を含む。以下「卒業（修了）要件」という。）に基づき、卒業又は修了を認定しているか	本学の目的及び学位授与方針に則して卒業又は修了の要件を策定しているか	教育課程に変更があるとき	実施年度ではない		○	
		本学の目的及び学位授与方針に則した卒業（修了）要件に基づき、卒業又は修了を認定しているか	毎年	実施した結果、問題点はなかった		○	
第1条 第4号	授業の方法及び内容が学生に明示され、適切な履修指導及び学習指導又は研究指導の体制を整備し、指導を行っている。	授業の方法及び内容が学生に明示されているか	教育課程に変更があるとき	実施年度ではない		○	
		適切な履修指導及び学習指導又は研究指導の体制を整備し、指導を行っているか	教育課程に変更があるとき	実施した結果、問題点はなかった		○	
第1条 第5号	各教育課程において、学位授与方針及び教育課程方針に則して策定した成績評価基準に基づき、成績評価及び単位認定が行われている。	成績評価基準が学位授与方針及び教育課程方針に則して定められているか	教育課程に変更があるとき	実施年度ではない		○	
		成績評価基準に基づき成績評価及び単位認定が行われているか	教育課程に変更があるとき	実施年度ではない		○	
第1条 第6号	卒業率及び資格取得等の状況並びに就職及び進学の状況が、本学の目的及び学位授与方針に則した状況にあることを確認している。	卒業率及び資格取得等の状況が本学の目的及び学位授与方針に則しているか	毎年	実施した結果、問題点があった	博士後期課程では標準修業年限で修了した学生の数が少ない状況が続いている。これに対して、博士学生支援室での調査を研究科としてサポートするとともに、調査結果をもとに対応方針を検討する	○	
		進学及び就職の状況が本学の目的及び学位授与方針に則しているか	毎年	実施した結果、問題点はなかった		○	
第1条 第7号	学生、卒業生及び学生の就職先からの意見聴取により、本学の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていることを確認している。	学生からの意見聴取により、本学の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていることを確認しているか	毎年	実施した結果、問題点はなかった		○	
		卒業生からの意見聴取により、本学の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていることを確認しているか	毎年	実施した結果、問題点はなかった		○	
		就職先からの意見聴取により、本学の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていることを確認しているか	中期目標期間中に1回	実施した結果、問題点はなかった		○	
第1条 第8号	学生の学習及び学習成果に関する意識、その他学習環境に係る実態について、学生への意見聴取により把握し、本学の目的や教育課程方針等を踏まえて分析を行い、今後の教育課程編成等の改善に資する。	学生への意見聴取を分析し、教育課程の編成等の改善に活用しているか	毎年	実施した結果、問題点はなかった		○	

1. 内部質保証の状況一覧（規定：東京外国語大学における教育課程に係る自己点検・評価に関する申合せ）

項目	申合せ本文	細目	点検・評価の頻度	自己点検・評価結果	自己点検・評価結果への対応（※） （問題点があった場合に記入）	委員会判定	備考
第1条第9号イ	入学前の既修得単位等の認定	入学前の既修得単位等の認定が法令に従って規定されているか	教育課程に変更があるとき又は法令に変更があったとき	実施年度ではない		○	
第1条第9号ロ	教育上主要と認める授業科目に係る担当教員	教育上主要と認める授業科目の担当教員が法令に従って実施されているか	教育課程に変更があるとき又は法令に変更があったとき	実施年度ではない		○	
第1条第9号ハ	1年間の授業を行う期間及び各科目の授業期間	1年間の授業を行う期間が法令に従って実施されているか	教育課程に変更があるとき又は法令に変更があったとき	実施年度ではない		○	
		各科目の授業期間が法令に従って実施されているか	教育課程に変更があるとき又は法令に変更があったとき	実施年度ではない		○	
第1条第9号ニ	社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組	社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を法令に従って実施しているか	教育課程に変更があるとき又は法令に変更があったとき	実施年度ではない		○	
第1条第9号ホ	履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援	履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を法令に従って実施しているか	教育課程に変更があるとき又は法令に変更があったとき	実施年度ではない		○	
第1条第9号ヘ	大学院における教育方法の特例（大学院設置基準第14条）	大学院における教育方法の特例が法令に従って実施しているか	教育課程に変更があるとき又は法令に変更があったとき	実施年度ではない		○	

※東京外国語大学における教育課程に係る自己点検・評価の指針（自己点検・評価結果への対応）

第5条 本指針による自己点検・評価の結果において確認された事項について対応の必要がある場合は、各教育課程の長が対応の方針及び対応の計画を策定し、各教育課程において実施するとともに、各教育課程に置く協議会がその進捗について確認する。

2. 点検結果

「東京外国語大学における教育課程に係る自己点検・評価の指針」及び「東京外国語大学の学生受け入れに係る自己点検・評価に関する申合せ」に基づき、すべての事項を実施している。

3. 改善を要する点

4. 備考

1. 内部質保証の状況一覧（規定：国立大学法人東京外国語大学施設設備の自己点検・評価等に関する申合せ）

項目	大項目	小項目	点検・評価の頻度	自己点検・評価結果	自己点検・評価結果への対応（※） （問題点があった場合に記入）	委員会判定	備考
第2 第2項 前段	施設整備に関する機能・性能	法令で定められた基準等に合致しているか	法令により定められた時期	実施した結果、問題点はなかった		○	
第2 第2項 後段	施設設備の利用状況	施設利用実態調査チェックシートによって行っているか	3年に1回	実施年度ではない		○	
第3	意見聴取	年1回以上意見聴取を行っているか	毎年	実施した結果、問題点はなかった		○	

※国立大学法人東京外国語大学施設設備の自己点検・評価等に関する申合せ

（自己点検・評価結果への対応）

第4 財務・施設マネジメント・オフィスは、自己点検・評価の結果について確認するとともに、必要に応じて講ずべき措置を検討する。対応措置が必要な場合、施設企画課が、関連部署との連携の上でこれを実施するものとする。

2. 財務・施設マネジメント・オフィスは前項の措置の進捗を確認するものとする。

2. 点検結果

「国立大学法人東京外国語大学施設設備の自己点検・評価等に関する申合せ」に基づき、すべての事項を実施している。

3. 改善を要する点

4. 備考

1. 内部質保証の状況一覧（規定：東京外国語大学附属図書館の自己点検・評価に関する申合せ）

項目	大項目	小項目	点検・評価の頻度	自己点検・評価結果	自己点検・評価結果への対応（※） （問題点があった場合に記入）	委員会判定	備考
第2	自己点検・評価	学術情報資源の整備について自己点検・評価を行っているか	毎年	実施した結果、問題点はなかった		○	2024(令和6)年度東京外国語大学附属図書館自己点検・評価報告(点検評価項目1.のとおり)
		学習・研究環境の整備について自己点検・評価を行っているか	毎年	実施した結果、問題点はなかった		○	"(点検評価項目2.のとおり)
		教育・研究活動の支援について自己点検・評価を行っているか	毎年	実施した結果、問題点はなかった		○	"(点検評価項目3.のとおり)
		利用状況について自己点検・評価を行っているか	毎年	実施した結果、問題点はなかった		○	"(点検評価項目4.のとおり)
		「学術情報基盤実態調査」等を参照して自己点検・評価を行っているか	毎年	実施した結果、問題点はなかった		○	"(点検評価項目1.及び2.のとおり)
第3	意見聴取	ガイダンス参加者アンケートを行っているか	毎年	実施した結果、問題点はなかった		○	"(ガイダンス参加者アンケートのとおり)
		授業関連図書推薦アンケートを行っているか	毎年	実施した結果、問題点はなかった		○	"(授業関連図書推薦アンケートのとおり)

※国立大学法人東京外国語大学附属図書館の自己点検・評価に関する申合せ
(自己点検・評価結果への対応)

第4 図書館委員会は、第2の自己点検・評価、及び第3の意見聴取の結果について確認するとともに、必要に応じて講ずべき処置を検討するものとする。

2. 前項の検討を踏まえたうえで、附属図書館長が対応の計画を策定し、附属図書館において実施するとともに、図書館委員会がその進捗を確認するものとする。

2. 点検結果

「東京外国語大学附属図書館の自己点検・評価項目に関する申し合わせ」に基づき、すべての事項を実施している。

3. 改善を要する点

4. 備考

1. 内部質保証の状況一覧（規定：国立大学法人東京外国語大学総合情報コラボレーションセンター自己点検・評価に関する申合せ）

項目	大項目	小項目	点検・評価の頻度	自己点検・評価結果	自己点検・評価結果への対応（※） （問題点があった場合に記入）	委員会判定	備考
第2条	自己点検・評価	情報基盤システムの整備及び管理・運用に関する点検しているか	（原則）システム更新時	実施年度ではない		○	
		情報基盤システムの利用に関する点検しているか	毎年	実施した結果、問題点はなかった		○	
		本学情報システムの情報セキュリティに関する点検しているか	毎年	実施した結果、問題点はなかった		○	
		本学の情報処理支援に関する点検しているか	毎年	実施した結果、問題点はなかった		○	
		国立大学法人等情報系センター等との連絡調整に関する点検しているか	毎年	実施した結果、問題点はなかった		○	
		利用状況について、点検しているか	毎年	実施した結果、問題点はなかった		○	
		「学術情報基盤実態調査」等を参照して自己点検・評価を行っているか	毎年	実施しなかった		×	指摘事項あり
第3条	意見聴取	ICCのセンター員により、担当授業の学生から意見聴取を行っているか	システム更新の仕様策定時	実施年度ではない		○	
		ICCの学生サポート窓口担当者により、サポート依頼学生から希望・要望を収集し、とりまとめているか	毎年	実施した結果、問題点はなかった		○	
		教職員から直接意見を聴取しているか	システム更新の仕様策定時	実施年度ではない		○	
		ICCの教職員技術サポート窓口担当職員より、サポート依頼教職員から希望・要望を収集し、とりまとめているか	毎年	実施した結果、問題点はなかった		○	

※国立大学法人東京外国語大学総合情報コラボレーションセンター自己点検・評価に関する申し合わせ（自己点検・評価結果への対応）

第4条 情報マネジメント・オフィス（以下「情報MO」という。）は、第2条の自己点検・評価及び第3条の意見聴取の結果について確認を行う。

2. 情報MOによって対応の必要があると判断された事項については、ICCのセンター長及び副センター長が協議して対応の方針及び対応の計画を策定し、ICCにおいて実施するとともに、情報MOが進捗を確認する。

2. 点検結果

「国立大学法人東京外国語大学総合情報コラボレーションセンター自己点検・評価に関する申し合わせ」に基づき、第2条第3項を除き、すべての事項を実施している。

3. 改善を要する点

○ 「学術情報基盤実態調査<コンピュータ及びネットワーク編>」の未参照

国立大学法人東京外国語大学総合情報コラボレーションセンター（以下「ICC」という。）では、ICCが管理する設備及びサービス等を自己点検・評価を実施するにあたり、「学術情報基盤実態調査<コンピュータ及びネットワーク編>」等を参照することとなっているが（ICC自己点検・評価に関する申し合わせ第2条第3項）、参照していなかった。

4. 備考

1. 内部質保証の状況一覧（規定：学生支援マネジメント・オフィスが行う業務の点検・評価に関する申合せ）

項目	大項目	小項目	点検・評価の頻度	自己点検・評価結果	自己点検・評価結果への対応（※） （問題点があった場合に記入）	委員会判定	備考
第2条	点検評価	学生の就職支援に関する事項について、点検しているか	毎年	実施した結果、問題点はなかった		○	
		国際交流会館に関する事項について、点検しているか	毎年	実施した結果、問題点はなかった		○	
		学生の心身の健康に関する事項について、点検しているか	毎年	実施した結果、問題点はなかった		○	
		その他学生支援MO長が必要と定める事項について、点検しているか	定める事項があるとき	実施した結果、問題点はなかった		○	課外活動アンケートの実施
第4条	意見聴取	学生、卒業生等からの意見を参考にしているか	必要なとき	実施した結果、問題点はなかった		○	課外活動アンケートの自由記述

※学生支援マネジメント・オフィスが行う業務の点検・評価に関する申合せ
（自己点検・評価結果への対応）

第5条 学生支援マネジメント・オフィスは、第2条に定める点検評価及び第4条に定める意見聴取の結果について確認するとともに、必要に応じて講ずべき措置を検討するものとする。

2 学生支援マネジメント・オフィス長が対応の計画を策定し、学生課において実施するとともに、学生支援マネジメント・オフィスは進捗を確認するものとする。

2. 点検結果

「学生支援マネジメント・オフィスが行う業務の点検・評価に関する申合せ」に基づき、すべての事項を実施している。

3. 改善を要する点

4. 備考

1. 内部質保証の状況一覧（規定：東京外国語大学の学生受け入れに係る自己点検・評価に関する申告せ）

項目	大項目	小項目	点検・評価の頻度	自己点検・評価結果	自己点検・評価結果への対応（※） （問題点があった場合に記入）	委員会判定	備考
第5条	評価基準	各年度の大学入学選抜実施要項に合致しているか	毎年	実施した結果、問題点はなかった		○	
		国立大学協会の指針等に沿っているか	毎年	実施した結果、問題点はなかった		○	
		本学の教育課程毎のアドミッションポリシーに沿った受入方法を実施しているか	毎年	実施した結果、問題点はなかった		○	
第6条	意見聴取	新入生アンケートを行っているか	毎年	実施した結果、問題点はなかった		○	
		入学辞退者アンケートを行っているか	毎年	実施した結果、問題点はなかった		○	

※東京外国語大学の学生受け入れに係る自己点検・評価に関する申告せ

（自己点検・評価結果への対応）

第7条 自己点検・評価の結果において確認された事項について対応の必要がある場合は、確認された事項に関連する教育課程の長が対応の方針及び対応の計画を策定し、当該教育課程において実施するとともに、教育アドミニストレーション・オフィスがその進捗について確認する。

2. 点検結果

「東京外国語大学の学生受け入れに係る自己点検・評価に関する申告せ」に基づき、すべての事項を実施している。

3. 改善を要する点

4. 備考

以下、省略